

事務事業名		都市計画審議会運営事業		事務事業の性格	毎年繰返事業			開始年度事業期間	昭和 44 年度から 平成 年度まで
所属部門	建設都市整備課 計画係			課長名	橋本 直樹		担当者名 内線番号	中島 広貴 (445)	内線 (445)
総合 計画 体系	基本目標	快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり			会計区分	款	項	目	予算上の事業名
	政策名	都市空間の整備と有効な土地利用の推進			一般	7	4	1	都市計画審議会運営事業
	施策名	有効な土地利用の推進							

法令根拠 都市計画法

現状把握の部(Do) → 現在やっていること

◇事務事業の目的と効果

1.手段(事業の概要)

都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するために設置した茅室町都市計画審議会の庶務を行っている。

2.対象(何を対象にしているか～人、公共施設、自然資源など)

- ・都市計画区域(一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要があるとして指定した区域)
- ・審議会の委員

3.意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか)

適正な規制のもとに土地の合理的な利用を図ることで、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保する。

4.結果(どんな結果に結び付けるのか)

都市空間の整備と有効な土地利用の推進が図られる。

5.活動指標(手段や活動内容を表す指標)

名 称	単 位
① 審議会開催回数	回
②	
③	

6.対象指標(対象の大きさを表す指標)

名 称	単 位
① 都市計画区域面積	ha
② 審議会の委員人数	人
③	

7.成果指標(意図の達成度合を表す指標)

名 称	単 位
① 調査審議した件数	件
②	
③	

8.上位成果指標(結果の達成度を表す指標)

名 称	単 位
① 「まち並みが整っていて機能的」と思う町民の割合	%
②	
③	

◇総事業費・指標等の推移

→ 事務事業及び各指標の変更

 有 (年度から) 無

内 訳		単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (予算・目標)	31年度 (目標)	32年度 (目標)	33年度 (目標)	34年度 (目標)
事 業 費	国・道支出金 地 方 債 そ の 他(使用料等) 一 般 財 源 事 業 費 計(A)	円							
投 入 量	正職員従事人数 人工数(業務量) 人 件 費	人 年間	35,430 0.0066 54,381	79,500 0.0173 134,703	111,000 111,000 214,203	0			
	トータルコスト(A)+(B)	円	89,811		111,000	0			
活動指標	(1) 回 (2) (3)		1	2	2				
対象指標	(1) ha (2) 人 (3)		8,200 6	8,200 6	8,200 6				
成果指標	(1) 件 (2) (3)		1	1	1				
上位成果指標	(1) % (2) (3)		49	52.9	55				

◇事務事業の環境変化

1.この事務事業を開始した背景

市町村の都市計画審議会は昭和43年に都市計画法が制定され、昭和44年から任意の機関として都市計画の案の審議等を行ってきたが、平成12年の都市計画法改正により、法律に位置付けられた。

2.事務事業を取り巻く状況と今後の予測(どう変わったか、どうなるか)

地方分権の動きから都市計画法が改正され、町の決定できる都市計画決定範囲が拡大したため、審議会の役割は益々重要となってきている。町議会から町に対し、政策及び事務事業の推進に関する提言があり、議員(4名)は委員就任を辞退したことから、平成27年度より審議会は6名で組織している。

事務事業名	都市計画審議会運営事業	所属部門	建設都市整備課	計画係
◇町民等からの意見・要望 → 町民の声をどう反映させたのかをシート下段の改善・改革の概要に明記				
1.町民等からの意見・要望	<input type="checkbox"/> 意見がある【具体例↓】		<input checked="" type="checkbox"/> 特定できる意見がない	

この事務事業に対して、町民からのホットボイスなどの広聴制度、また、議会や関係者からの意見・要望が寄せられているか

※反映させた具体案はシート下段の改善・改革の概要に明記

評価の部(See) → 29年度実績からみた評価

目的妥当性評価	1.町の関与の必要性 なぜ、この事務事業は税金を投入して、町が行わなければならぬのか	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性はある【理由↓】 都市計画法により、都市計画に関する事項を調査審議等するために、市町村に都市計画審議会の設置が規定されており、都市計画決定には都市計画審議会の議を経ることとなっているため必要である。	<input type="checkbox"/> 必要性はない【理由↓】
	2.対象と意図の拡大・縮小余地 対象・意図を広げたり、逆に狭めたりすることはできないか	<input type="checkbox"/> 拡大・縮小できる【→改革改善案へ】 現在の都市計画区域は、関係市町村と北海道都市計画審議会の意見を聞き、国土交通大臣の同意を受けて北海道知事が指定しているため適切である。	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大・縮小できない【理由↓】
有効性評価	3.成果の向上余地 事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができるか	<input type="checkbox"/> 向上できる【→改革改善案へ】 必要な案件はすべて調査審議しているため。	<input checked="" type="checkbox"/> 向上できない【理由↓】
	4.廃止・休止・類似事業との統廃合余地 事務事業を廃止・休止・統廃合した場合、支障があるか	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止・統廃合で影響がある【理由↓】 適正な規制のもとに土地の合理的な利用を図ることができなくなる。類似事業はない。	<input type="checkbox"/> 影響がない【→改革改善案へ】
効率性評価	5.事業費(トータルコスト)の削減余地 成果を下げずに事業費・業務時間を縮減する手段・方策はないか	<input type="checkbox"/> 削減できる【→改革改善案へ】 委員の報酬は、条例に基づき最低限の報酬と費用弁償を支払っている。 また、審議会の開催回数についても、必要最低限の回数で実施している。	<input checked="" type="checkbox"/> 削減できない【理由↓】
	6.受益と負担の適正化余地 提供すべき対象へ提供できているか、費用負担が適切になっているか	<input checked="" type="checkbox"/> 受益・負担が適正である【理由↓】 都市計画決定及び変更は都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることで、公共の福祉の増進に寄与することを目的としているため、受益・負担は適正である。	<input type="checkbox"/> 受益・負担が適正でない【→改革改善案へ】

改革・改善の部(Plan) → 上記の町民等の意見・要望や評価結果を受けた改革案・今後(30年度以降)の計画

30年度の取組	1.改革・改善案の概要(現状で想定される課題や解決策がある場合には合わせて記入)	改革・改善実施の方向性																										
		現状維持		2.改革・改善による期待成果																								
30年度の取組	都市計画決定案件が生じた場合は、諮詢・答申を行う。 その他、必要に応じ、情報提供等を行う。 都市計画行政の課題把握と情報収集、審議会委員の知識向上を図ることで、都市計画審議会での円滑な運営と的確な判断を推進するために、毎年1回、都市計画審議会委員の研修会を開催している。			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下				
		コスト																										
		削減	維持	増加																								
成果	向上																											
	維持		○																									
	低下																											
31年度以降の取組	同上																											
※町民等の意見・要望に対する検討結果																												

事務事業名		都市計画変更・決定事務			事務事業の性格	毎年繰返事業			開始年度事業期間	昭和 44 年度から年度まで	
所属部門	建設都市整備課 計画係			課長名	橋本 直樹			担当者名内線番号	中島 広貴 内線(445)		
総合 計画 体系	基本目標	快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり			予算 科目	会計区分	款	項	目	予算上の事業名	
	政策名	都市空間の整備と有効な土地利用の推進				一般	7	4	1	都市計画変更・決定事務	
	施策名	有効な土地利用の推進									

法令根拠 都市計画法

現状把握の部(Do) → 現在やっていること

◇事務事業の目的と効果

1.手段(事業の概要)

都市計画法に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、土地利用(区域区分・用途地域・地区計画等)や都市施設(道路・公園緑地・下水道等)の整備及び市街地開発事業(区画整理等)に関する計画の決定及び変更を行っている。

2.対象(何を対象にしているか～人、公共施設、自然資源など)

都市計画区域(一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要があるとして指定した区域)

3.意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか)

農林業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保する。

4.結果(どんな結果に結び付けるのか)

都市空間の整備と有効な土地利用の推進が図られる。

5.活動指標(手段や活動内容を表す指標)

名 称	単 位
① 都市計画の決定及び変更協議件数	件
②	
③	

6.対象指標(対象の大きさを表す指標)

名 称	単 位
① 都市計画区域面積	ha
②	
③	

7.成果指標(意図の達成度合を表す指標)

名 称	単 位
① 都市計画の決定及び変更件数	件
② 市街化区域内の住宅棟数	戸
③ 市街化区域面積	ha

8.上位成果指標(結果の達成度を表す指標)

名 称	単 位
① 「まちなみが整っていて機能的」と思う町民の割合	%
②	
③	

◇総事業費・指標等の推移

→ 事務事業及び各指標の変更

 有 (年度から) 無

内 訳		単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (予算・目標)	31年度 (目標)	32年度 (目標)	33年度 (目標)	34年度 (目標)
事 業 費	国・道支出金 地方債	円		1,000,000	1,269,000				
投 入 量	その他(使用料等)	円	137,593	18,100	24,000				
	一般財源	円	9,896,163	6,194,381	8,131,000				
	事業費計(A)	円	10,033,756	7,212,481	9,424,000	0			
人 件 費	正職員従事人数	人	2	2	2				
	人工数(業務量)	年間	0.6490	0.7434					
	人件費計(B)	円	5,347,482	5,783,283					
	トータルコスト(A)+(B)	円	15,381,238	12,995,764	9,424,000	0			
活動指標		(1) 件	1	1	1				
対象指標		(1) ha	8,200	8,200	8,200				
成果指標		(1) 件	0	0	0				
		(2) 戸	6,741	6,775	6,775				
		(3) ha	829	829	829				
上位成果指標		(1) %	49	52.9	55				
		(2)							
		(3)							

◇事務事業の環境変化

1.この事務事業を開始した背景

昭和45年に北海道知事が都市計画区域(一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域)を指定した。

2.事務事業を取り巻く状況と今後の予測(どう変わったか、どうなるか)
人口減少社会においては、市街地の拡大は難しい状況である。今後は既成市街地内の土地利用について、そのあり方が問われることが予測される。特に中心市街地の土地利用は、魅力づくりを進めめる必要がある。また、都市施設は計画決定後、長期にわたり整備されないものは、計画変更も視野に入れながら今後の方向性を出す必要がある。 社会情勢の変化等により都市計画マスター・プランの見直し及び、人口減少や少子高齢化を背景としコンパクトシティ化を促し、市街地の空洞化防止等を目的とした、立地適正化計画を2か年で策定を予定している。

事務事業名	都市計画変更・決定事務	所属部門	建設都市整備課	計画係
◇町民等からの意見・要望 → 町民の声をどう反映させたのかをシート下段の改善・改革の概要に明記				
1.町民等からの意見・要望	<input type="checkbox"/> 意見がある【具体例↓】		<input checked="" type="checkbox"/> 特定できる意見がない	

この事務事業に対して、町民からのホットボイスなどの広聴制度、また、議会や関係者からの意見・要望が寄せられているか

※反映させた具体案はシート下段の改善・改革の概要に明記

評価の部(See) → 29年度実績からみた評価				
目的妥当性評価	1.町の関与の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性はある【理由↓】 なぜ、この事務事業は税金を投入して、町が行わなければならぬのか	<input type="checkbox"/> 必要性はない【理由↓】 都市計画法第3条第1項の規定に基づき、地方公共団体は都市の整備、開発、その他都市計画の適切な遂行に努めなければならないため必要である。	
	2.対象と意図の拡大・縮小余地	<input type="checkbox"/> 拡大・縮小できる【→改革改善案へ】 対象・意図を広げたり、逆に狭めたりすることはできないか	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大・縮小できない【理由↓】 現在の都市計画区域は、関係市町村と北海道都市計画審議会の意見を聴き、国土交通大臣の同意を受けて北海道知事が指令しているため適切である。	
有効性評価	3.成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上できる【→改革改善案へ】 事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができるか	<input checked="" type="checkbox"/> 向上できない【理由↓】 都市計画に関する決定及び変更是、計画的に進めているため、その都度十分な成果をあげている。	
	4.廃止・休止・類似事業との統廃合余地	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止・統廃合で影響がある【理由↓】 事務事業を廃止・休止・統廃合した場合、支障があるか	<input type="checkbox"/> 影響がない【→改革改善案へ】 適正な規制のもとに土地の合理的な利用を図ることができなくなる。	
効率性評価	5.事業費(トータルコスト)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減できる【→改革改善案へ】 成果を下げずに事業費・業務時間を縮減する手段・方策はないか	<input checked="" type="checkbox"/> 削減できない【理由↓】 都市計画決定及び変更是、毎年同じ案件を繰り返している事業ではないため、現在のところ事業費の削減に対する効果的な方法はない。	
	6.受益と負担の適正化余地	<input checked="" type="checkbox"/> 受益・負担が適正である【理由↓】 提供すべき対象へ提供できているか、費用負担が適切になっているか	<input type="checkbox"/> 受益・負担が適正でない【→改革改善案へ】 都市計画決定及び変更是都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることで、公共の福祉の増進に寄与することを目的としているため、受益・負担は適正である。	

改革・改善の部(Plan) → 上記の町民等の意見・要望や評価結果を受けた改革案・今後(30年度以降)の計画				
30年度の取組	1.改革・改善案の概要(現状で想定される課題や解決策がある場合には合わせて記入)	改革・改善実施の方向性		
	都市計画マスター・プラン(土地利用・交通施設・公園、緑地、河川・公共施設)を推進する。 帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針見直し(H32年度)をスケジュールに沿って進め る。 都市計画マスター・プランの見直し及び立地適正化計画を2か年で策定する。	現状維持	2.改革・改善による期待成果	
31年度以降の取組	都市計画マスター・プラン(土地利用・交通施設・公園、緑地、河川・公共施設)を推進する。 帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針見直し(H32年度)をスケジュールに沿って進める。 帯広圏域内の用途地域フレーム(工業フレーム)調整を進める。		コスト	
		削減	維持	増加
	向上			
成果		○		
維持				
低下				

※町民等の意見・要望に対する検討結果

事務事業名		都市緑地基本計画策定・推進事務			事務事業の性格	毎年繰返事業			開始年度 事業期間	不明	23	年度から 年度まで			
所属 部門	建設都市整備課 計画係			課長名	橋本 直樹			担当者名 内線番号	小川 桃果	内線 (445)					
総合 計画 体系	基本目標	快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり			予算 科目	会計区分	款	項	目	予算上の事業名					
	政策名	自然と調和した生活環境の整備と環境の保全				一般	7	4	1	都市緑地基本計画策定・推進事務					
	施策名	景観の保全とクリーンエネルギーの推進													

法令根拠 都市緑地法

現状把握の部(Do) → 現在やっていること

◇事務事業の目的と効果

1.手段(事業の概要)

都市緑地法に基づき策定した「茅室町緑の基本計画」の推進を図るために、環境保全、レクリエーション、防災及び景観の視点から、緑地の保全及び緑化を進めている。

2.対象(何を対象にしているか～人、公共施設、自然資源など)

緑の基本計画の対象区域(都市計画区域)

3.意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか)

良好な都市環境の形成を図るため、緑地の確保や都市公園等の施設整備などを進め、健康で文化的な都市生活の確保を目指す。

4.結果(どんな結果に結び付けるのか)

自然と調和した生活環境の整備と環境の保全が図られる。

5.活動指標(手段や活動内容を表す指標)

名 称		単 位
①	対象区域の都市公園の数	箇所
②	対象区域の都市公園全体の面積	ha
③		

6.対象指標(対象の大きさを表す指標)

名 称		単 位
①	緑の基本計画の対象区域	ha
②	対象区域の人口	人
③		

7.成果指標(意図の達成度合を表す指標)

名 称		単 位
①	対象区域のうち都市公園の占める割合	%
②	対象区域の人口一人当たりの都市公園面積	m ² /人
③		

8.上位成果指標(結果の達成度を表す指標)

名 称		単 位
①	町民の自然環境への満足度	%
②	町民の公園への満足度	%
③		

◇総事業費・指標等の推移

→ 事務事業及び各指標の変更

 有 (年度から) 無

内 訳		単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (予算・目標)	31年度 (目標)	32年度 (目標)	33年度 (目標)	34年度 (目標)
投 入 量	国・道支出金	円							
	地方債	円							
	その他(使用料等)	円							
	一般財源	円	0	0	0				
	事業費計(A)	円	0	0	0	0			
	正職員従事人数	人	2	2	2				
	人工数(業務量)	年間	0.0145	0.0339					
	人件費計(B)	円	119,474	264,073					
トータルコスト(A)+(B)		円	119,474	264,073	0	0			
活動指標		(1) 箇所	53	53	53				
		(2) ha	71	67	67				
		(3)							
対象指標		(1) ha	8,200	8,200	8,200				
		(2) 人	15,878	15,782	16,000				
成果指標		(1) %	0.9	0.9	0.9				
		(2) m ² /人	44.7	44.9	44.4				
上位成果指標		(1) %	80.9	83.5	80.0				
		(2) %	73.2	70.8	75.0				
		(3)							

◇事務事業の環境変化

1.この事務事業を開始した背景

地方公共団体は、都市緑地法に基づき、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。このため平成16年3月に「茅室町緑の基本計画」を策定した。平成23年度から事務事業を見直し、新規の事務事業とした。

2.事務事業を取り巻く状況と今後の予測(どう変わったか、どうなるか)

都市公園の多くは、施設整備から年月が経過しており、遊具や設備が老朽化してきている状況である。このため、公園機能を確保するために、公園施設の長寿命化を進める必要がある。

事務事業名	都市緑地基本計画策定・推進事務	所属部門	建設都市整備課	計画係
◇町民等からの意見・要望 → 町民の声をどう反映させたのかをシート下段の改善・改革の概要に明記				
1.町民等からの意見・要望	<input type="checkbox"/> 意見がある【具体例↓】		<input checked="" type="checkbox"/> 特定できる意見がない	

この事務事業に対して、町民からのホットボイスなどの広聴制度、また、議会や関係者からの意見・要望が寄せられているか

※反映させた具体案はシート下段の改善・改革の概要に明記

評価の部(See) → 29年度実績からみた評価

目的妥当性評価	1.町の関与の必要性 なぜ、この事務事業は税金を投入して、町が行わなければならぬのか	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性はある【理由↓】 都市緑地法第2条第1項の規定に基づき、地方公共団体は、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならないため、必要である。	<input type="checkbox"/> 必要性はない【理由↓】
	2.対象と意図の拡大・縮小余地 対象・意図を広げたり、逆に狭めたりすることはできないか	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大・縮小できる【→改革改善案へ】	<input type="checkbox"/> 拡大・縮小できない【理由↓】
有効性評価	3.成果の向上余地 事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができるか	<input checked="" type="checkbox"/> 向上できる【→改革改善案へ】	<input type="checkbox"/> 向上できない【理由↓】
	4.廃止・休止・類似事業との統廃合余地 事務事業を廃止・休止・統廃合した場合、支障があるか	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止・統廃合で影響がある【理由↓】 都市における緑地の適正な保全と緑化の推進ができなくなる。類似事業はない。	<input type="checkbox"/> 影響がない【→改革改善案へ】
効率性評価	5.事業費(トータルコスト)の削減余地 成果を下げずに事業費・業務時間を縮減する手段・方策はないか	<input type="checkbox"/> 削減できる【→改革改善案へ】 最低限の必要な事務費で事業を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/> 削減できない【理由↓】
	6.受益と負担の適正化余地 提供すべき対象へ提供できているか、費用負担が適切になっているか	<input checked="" type="checkbox"/> 受益・負担が適正である【理由↓】 都市の緑地は住民全体の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり適正である。	<input type="checkbox"/> 受益・負担が適正でない【→改革改善案へ】

改革・改善の部(Plan) → 上記の町民等の意見・要望や評価結果を受けた改革案・今後(30年度以降)の計画

30年度の取組	1.改革・改善案の概要(現状で想定される課題や解決策がある場合には合わせて記入)	改革・改善実施の方向性			
		目的拡充		コスト	
30年度の取組	平成24年度策定の「芽室町緑の基本計画」に基づき、町の緑をまもり、つくり、つなげていくために計画を推進する。	削減	維持	増加	
31年度以降の取組	同上	向上	○		
	※町民等の意見・要望に対する検討結果	成果維持			
		低下			

平成 30 年度

事務事業マネジメントシート

作成日 平成 30 年 4 月 17 日

事務事業名		都市施設基本計画策定・推進事務			事務事業の性格	毎年繰返事業			開始年度 事業期間	平成 23 平成 29	年度から 年度まで
所属部門	建設都市整備課 計画係			課長名	橋本 直樹			担当者名 内線番号	小川 桃果 (445)		内線
総合 計画 体系	基本目標	快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり			予算 科目	会計区分	款	項	目	予算上の事業名	
	政策名	都市空間の整備と有効な土地利用の推進				一般	7	4	1	都市計画変更・決定事務	
	施策名	道路交通環境の整備									

法令根拠 都市計画法、道路法

現状把握の部(Do) → 現在やっていること

◇事務事業の目的と効果

1.手段(事業の概要)

都市計画法に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、都市施設(道路・河川・駐車場など)に関する具体的な計画を策定し、その計画を推進する。

2.対象(何を対象にしているか～人、公共施設、自然資源など)

都市計画区域(一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要があるとして指定した区域)

3.意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか)

都市施設に関する個別計画を策定することで、計画的な都市整備を図ることができる。

4.結果(どんな結果に結び付けるのか)

都市空間の整備と有効な土地利用の推進が図られる。

5.活動指標(手段や活動内容を表す指標)

名 称	単 位
① 策定済みの基本計画	計画
②	
③	

6.対象指標(対象の大きさを表す指標)

名 称	単 位
① 都市計画区域面積	ha
② 市街化区域面積	ha
③ 市街化調整区域面積	ha

7.成果指標(意図の達成度合を表す指標)

名 称	単 位
① 計画決定した道路の数	路線
② 推進中の基本計画	計画
③	

8.上位成果指標(結果の達成度を表す指標)

名 称	単 位
① 「街並みが整っていて機能的」と思う町民の割合	%
②	
③	

◇総事業費・指標等の推移

→ 事務事業及び各指標の変更

 有 (年度から) 無

内 訳		単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (予算・目標)	31年度 (目標)	32年度 (目標)	33年度 (目標)	34年度 (目標)
投 入 量	国・道支出金	円							
	地方債	円							
	その他(使用料等)	円							
	一般財源	円	0	0	0				
	事業費計(A)	円	0	0	0	0			
	正職員従事人数	人	2	2	2				
	人工数(業務量)	年間	0.0125	0.0272					
	人件費計(B)	円	102,995	211,958					
トータルコスト(A)+(B)		円	102,995	211,958	0	0			
活動指標		(1) 計画	2	2	2				
(2)									
(3)									
対象指標		(1) ha	8,200	8,200	8,200				
(2) ha			829	829	829				
(3) ha			7,371	7,371	7,371				
成果指標		(1) 路線	21	21	21				
(2) 計画			2	2	2				
(3)									
上位成果指標		(1) %	48.5	52.9	55				
(2)									
(3)									

◇事務事業の環境変化

1.この事務事業を開始した背景

平成20年度に道路交通の今後のあり方について、「茅室町道路マスタープラン」を策定した。道路それぞれの役割を明確にし、道路整備や維持管理をどのように実施すべきかをまとめた計画である。本計画の進行管理が重要であり、平成23年度から事務事業を見直し、新規の事務事業とした。

2.事務事業を取り巻く状況と今後の予測(どう変わったか、どうなるか)

新規の道路整備は少ないが、現在の道路全体をいかに維持していくのか適正な維持管理が求められている。また、長期未着手となっている都市計画道路について、整備手法の検討が必要である。
公共駐車場については、適正な維持管理が必要であり、ルールづくり等も含め検討が必要である。

事務事業名	都市施設基本計画策定・推進事務	所属部門	建設都市整備課	計画係
◇町民等からの意見・要望 → 町民の声をどう反映させたのかをシート下段の改善・改革の概要に明記				
1.町民等からの意見・要望	<input type="checkbox"/> 意見がある【具体例↓】		<input checked="" type="checkbox"/> 特定できる意見がない	

この事務事業に対して、町民からのホットボイスなどの広聴制度、また、議会や関係者からの意見・要望が寄せられているか

※反映させた具体案はシート下段の改善・改革の概要に明記

評価の部(See) → 29年度実績からみた評価				
目的妥当性評価	1.町の関与の必要性 なぜ、この事務事業は税金を投入して、町が行わなければならぬのか	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性はある【理由↓】 都市施設の大部分は町の施設である。	<input type="checkbox"/> 必要性はない【理由↓】	
	2.対象と意図の拡大・縮小余地 対象・意図を広げたり、逆に狭めたりすることはできないか	<input type="checkbox"/> 拡大・縮小できる【→改革改善案へ】 現在の計画を推進することが必要である。	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大・縮小できない【理由↓】	
有効性評価	3.成果の向上余地 事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができるか	<input type="checkbox"/> 向上できる【→改革改善案へ】 現在の計画を推進することが必要である。	<input checked="" type="checkbox"/> 向上できない【理由↓】	
	4.廃止・休止・類似事業との統廃合余地 事務事業を廃止・休止・統廃合した場合、支障があるか	<input type="checkbox"/> 廃止・休止・統廃合で影響がある【理由↓】 都市計画変更・決定事務へ統合	<input checked="" type="checkbox"/> 影響がない【→改革改善案へ】	
効率性評価	5.事業費(トータルコスト)の削減余地 成果を下げずに事業費・業務時間を縮減する手段・方策はないか	<input type="checkbox"/> 削減できる【→改革改善案へ】 最低限の必要な経費で事業を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/> 削減できない【理由↓】	
	6.受益と負担の適正化余地 提供すべき対象へ提供できているか、費用負担が適切になっているか	<input checked="" type="checkbox"/> 受益・負担が適正である【理由↓】 都市施設は、そのほとんどが町の施設であり、受益者が限定されるものではないため適正である。	<input type="checkbox"/> 受益・負担が適正でない【→改革改善案へ】	

改革・改善の部(Plan) → 上記の町民等の意見・要望や評価結果を受けた改革案・今後(30年度以降)の計画																								
30年度の取組	1.改革・改善案の概要(現状で想定される課題や解決策がある場合には合わせて記入)	改革・改善実施の方向性																						
	都市計画変更・決定事務に統合し、長期未着手の都市計画道路整備の検討及び「芽室町道路マスタープラン」を点検する。	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">統廃合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2.改革・改善による期待成果</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>コスト</td> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>向上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			統廃合		2.改革・改善による期待成果		成果	コスト	削減	維持	増加	向上				維持		○		低下		
統廃合																								
2.改革・改善による期待成果																								
成果	コスト	削減	維持	増加																				
	向上																							
	維持		○																					
低下																								
31年度以降の取組	-																							
※町民等の意見・要望に対する検討結果																								

事務事業名		住生活基本計画策定・推進事務			事務事業の性格	毎年繰返事業			開始年度事業期間	平成 23	年度から年度まで
所属部門	建設都市整備課 計画係			課長名	橋本 直樹		担当者名内線番号	小川 桃果 内線 (445)			
総合計画体系	基本目標	快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり			予算科目	会計区分	款	項	目	予算上の事業名	
	政策名	都市空間の整備と有効な土地利用の推進				一般	7	4	1	都市計画変更・決定事務	
	施策名	快適な住環境の整備									

法令根拠 -

現状把握の部(Do) → 現在やっていること

◇事務事業の目的と効果

1.手段(事業の概要)

茅室町の住生活に関する基本計画(茅室町住宅マスタープラン)を策定し、主要施策を推進するための方策を検討し実施する。また、主要施策の実施主体は役場内部の多くの課にまたがるため、基本施策の進行管理を実施する。

2.対象(何を対象にしているか～人、公共施設、自然資源など)

茅室町全域、町民、町内の住宅

3.意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか)

まちづくりと連携して地域で支え合い、自然環境と調和し地域に優しい、誰もが安全に安心して地域で暮らせる住まい環境づくりを進めていく。

4.結果(どんな結果に結び付けるのか)

都市空間の整備と有効な土地利用の推進を図る。

5.活動指標(手段や活動内容を表す指標)

名 称		単 位
①	基本施策の数	施策
②	主要施策の数	施策
③		

6.対象指標(対象の大きさを表す指標)

名 称		単 位
①	人口	人
②	世帯数	世帯
③	住宅の数	戸

7.成果指標(意図の達成度合を表す指標)

名 称		単 位
①	実施している施策の数	施策
②	検討中の施策の数	施策
③		

8.上位成果指標(結果の達成度を表す指標)

名 称		単 位
①	公営住宅等の管理戸数	戸
②		
③		

◇総事業費・指標等の推移

→ 事務事業及び各指標の変更

 有 (年度から) 無

内 訳		単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (予算・目標)	31年度 (目標)	32年度 (目標)	33年度 (目標)	34年度 (目標)
投 入 量	国・道支出金	円							
	地方債	円							
	その他(使用料等)	円							
	一般財源	円	0	0	0				
	事業費計(A)	円	0	0	0	0			
	正職員従事人数	人	2	2	2				
	人工数(業務量)	年間	0.0125	0.0251					
	人件費計(B)	円	103,324	195,186					
トータルコスト(A)+(B)		円	103,324	195,186	0	0			
活動指標		(1) 施策	5	5	5				
		(2) 施策	40	40	40				
		(3)							
対象指標		(1) 人	18,809	18,660	18,660				
		(2) 世帯	7,859	7,897	7,897				
		(3) 戸	8,686	8,712	8,712				
成果指標		(1) 施策	20	20	20				
		(2) 施策	10	10	10				
		(3)							
上位成果指標		(1) 戸	734	734	734				
		(2)							
		(3)							

◇事務事業の環境変化

1.この事務事業を開始した背景

平成21年度に本町の地域特性や住宅事情を反映した住宅施策を総合的に推進するため、「第2期茅室町住宅マスター プラン」を策定した。本計画の重点的な施策の推進と計画全体の進行管理が重要であり、平成23年度から事務事業を見直し、新規の事務事業とした。

2.事務事業を取り巻く状況と今後の予測(どう変わったか、どうなるか)

人口減少や少子高齢化は、ますます進行し、世帯規模の縮小・家族構成の変化をはじめとした社会経済情勢の変化など、住宅施策においても大きな転換が求められている。

事務事業名	住生活基本計画策定・推進事務	所属部門	建設都市整備課	計画係
◇町民等からの意見・要望 → 町民の声をどう反映させたのかをシート下段の改善・改革の概要に明記				
1.町民等からの意見・要望	<input type="checkbox"/> 意見がある【具体例↓】		<input checked="" type="checkbox"/> 特定できる意見がない	

この事務事業に対して、町民からのホットボイスなどの広聴制度、また、議会や関係者からの意見・要望が寄せられているか

※反映させた具体案はシート下段の改善・改革の概要に明記

評価の部(See) → 29年度実績からみた評価

目的妥当性評価	1.町の関与の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性はある【理由↓】 なぜ、この事務事業は税金を投入して、町が行わなければならぬのか	<input type="checkbox"/> 必要性はない【理由↓】 行政は住宅政策の主体として、住まい環境づくりの重要な役割を担っている。
	2.対象と意図の拡大・縮小余地	<input type="checkbox"/> 拡大・縮小できる【→改革改善案へ】 対象・意図を広げたり、逆に狭めたりすることはできないか	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大・縮小できない【理由↓】 現在の計画を推進することが必要である。
有効性評価	3.成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上できる【→改革改善案へ】 事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができるか	<input checked="" type="checkbox"/> 向上できない【理由↓】 現在の計画を推進することが必要である。
	4.廃止・休止・類似事業との統廃合余地	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止・統廃合で影響がある【理由↓】 事務事業を廃止・休止・統廃合した場合、支障があるか	<input type="checkbox"/> 影響がない【→改革改善案へ】 住まい環境づくりができなくなる。類似事業はない。
効率性評価	5.事業費(トータルコスト)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減できる【→改革改善案へ】 成果を下げずに事業費・業務時間を縮減する手段・方策はないか	<input checked="" type="checkbox"/> 削減できない【理由↓】 最低限の必要な事務費で事業を行っている。
	6.受益と負担の適正化余地	<input checked="" type="checkbox"/> 受益・負担が適正である【理由↓】 提供すべき対象へ提供できているか、費用負担が適切になっているか	<input type="checkbox"/> 受益・負担が適正でない【→改革改善案へ】 住宅政策は、住まい環境づくりの重要な役割を担っている。 受益者が限定されるものではないため適正である。

改革・改善の部(Plan) → 上記の町民等の意見・要望や評価結果を受けた改革案・今後(30年度以降)の計画

30年度の取組	1.改革・改善案の概要(現状で想定される課題や解決策がある場合には合わせて記入)	改革・改善実施の方向性																									
		現状維持		2.改革・改善による期待成果																							
30年度の取組	「芽室町住宅マスタープラン」で重点テーマとして位置づけられた主要施策の実施にむけた検討を継続して実施する。			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>コスト</th> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			コスト	削減	維持	増加	成果	向上					維持			○		低下					
		コスト	削減	維持	増加																						
成果	向上																										
	維持			○																							
	低下																										
31年度以降の取組	「芽室町住宅マスタープラン」で重点テーマとして位置づけられた主要施策の実施にむけた検討を継続して実施する。必要に応じて見直しする。																										
※町民等の意見・要望に対する検討結果																											

平成 30 年度

**事務事業マネジメントシート
(簡易シート)**

作成日 平成 30 年 4 月 17 日

事務事業名		駐車場法に基づく路外駐車場設置等に関する事務		事務事業の性格	毎年繰返事業	開始年度 事業期間	平成 23 年度から 年度まで	
所属 部門	建設都市整備課		計画係	課長名	橋本 直樹	担当者名	小川 桃果 (445)	
総合 計画 体系	基本目標	快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり			根拠 法令	駐車場法高齢者・障がい者等の移動の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)		
	政策名	都市空間の整備と有効な土地利用の推進						
	施策名	道路交通環境の整備						
簡易シートを 選択した理由		<input checked="" type="checkbox"/> 予算を伴わない事業		<input type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業		<input type="checkbox"/> 計上予算が負担金、繰出金のみの事業		

〔事業の概要〕

駐車場法の規定に基づき、都市計画区域内に路外駐車場を設置する場合、設置者はあらかじめ、その位置、規模、構造、設備その他必要な事項を芽室町長に届出なければならない。町は路外駐車場に対して、立入検査や是正に必要な措置及び供用停止を命ずることができる。(平成18年度に北海道から権限移譲)

また、路外駐車場のうち、特定路外駐車場の条件に該当する駐車場は、バリアフリー法の規定に基づき、路外駐車場移動等円滑化基準に適合させることを義務付けしており、その設置について届出なければならない。町は特定路外駐車場に対して、立入検査や是正を命ずることができる。(平成20年度に北海道から権限移譲)

〔改革・改善案の概要〕

改革・改善実施の方向性

現状維持

平成22年度までは、都市計画変更・決定事務で実施していたが、平成23年度から事務事業を見直し、新規の事務事業とした。

内 訳		単位	28年度 (実績)		29年度 (実績)	30年度 (予算)
投 入 量	国・道支出金	円				
	地方債	円				
	その他(使用料等)	円				
	一般財源	円	0	0	0	0
	事業費計(A)	円	0	0	0	0
人 件 費	正職員従事人数	人	2	2	2	2
	人工数(業務量)	年間	0.0053	0.0119		
	人件費計(B)	円	43,670	92,457		
	トータルコスト(A)+(B)	円	43,670	92,457		0

平成 30 年度

**事務事業マネジメントシート
(簡易シート)**

作成日 平成 30 年 4 月 17 日

事務事業名		都市計画法に基づく届出等事務		事務事業の性格	毎年繰返事業	開始年度 事業期間	平成 23 年度から 年度まで
所属 部門	建設都市整備課	計画係		課長名	橋本 直樹	担当者名	小川 桃果 (445)
総合 計画 体系	基本目標	快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり		根拠 法令	都市計画法		
	政策名	都市空間の整備と有効な土地利用の推進					
	施策名	有効な土地利用の推進					
簡易シートを 選択した理由	<input checked="" type="checkbox"/> 予算を伴わない事業 <input type="checkbox"/> 計上予算が負担金、繰出金のみの事業		<input type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業 <input type="checkbox"/> 法定受託事務				

〔事業の概要〕

都市計画法に基づき市街地開発事業等の予定区域や都市計画施設の区域内等において、土地の形質変更、建築物の建築等を行うものに対して、許可や違反者に監督処分を行っている。(平成23年度に北海道から権限移譲)
 また、地区計画区域内で建築行為等を行う場合は事前に計画の届出を受理し、地区計画の内容の適否について審査している。(平成10年度から地区計画を決定)

〔改革・改善案の概要〕		改革・改善実施の方向性	現状維持	
平成23年度から新たに権限が北海道から移譲されたため、都市計画変更・決定事務から新規に事務事業を追加した。				

内 訳		単位	28年度 (実績)		29年度 (実績)	30年度 (予算)
事業費 投入量	国・道支出金	円				
	地方債	円				
	その他(使用料等)	円				
	一般財源	円	0	0	0	
	事業費計(A)	円	0	0	0	
人 件 費	正職員従事人数	人	2	2	2	
	人工数(業務量)	年間	0.0053	0.0142		
	人件費計(B)	円	43,670	110,408		
	トータルコスト(A)+(B)	円	43,670	110,408		0

事務事業名		都市景観啓発・普及事業			事務事業の性格	毎年繰返事業			開始年度 事業期間	昭和 59 年度から 年度まで	
所属部門	建設都市整備課 計画係			課長名	橋本 直樹			担当者名 内線番号	小川 桃果 内線 (445)		
総合 計画 体系	基本目標	快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり			予算 科目	会計区分	款	項	目	予算上の事業名	
	政策名	自然と調和した生活環境の整備と環境の保全				一般	7	4	1	都市景観啓発・普及事業	
	施策名	景観の保全とクリーンエネルギーの推進									

法令根拠 屋外広告物法

現状把握の部(Do) → 現在やっていること

◇事務事業の目的と効果

1.手段(事業の概要)

- ・都市景観啓発・普及の窓口として北海道が行っているフラワーマスター認定・登録事業への参加協力及び各種講習会等を会員等へ周知し、新規フラワーマスター認定候補者の推薦を行っている。
- ・都市景観創造促進事業で設置した彫像の維持管理を行っている。
- ・芽室町公共サイン整備計画に基づき公共サインの整備を行っている。
- ・屋外広告物に関する新規、継続申請、除却届等の受理事務を行っている。

2.対象(何を対象にしているか～人、公共施設、自然資源など)

- ・町民及びフラワーマスター認定者
- ・彫像

3.意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか)

町の歴史や文化を実感する景観により、町民を快適な気持ちにさせる。

4.結果(どんな結果に結び付けるのか)

自然と調和した生活環境の整備と環境の保全が図られる。

5.活動指標(手段や活動内容を表す指標)

名 称		単 位
①	各種講演会等の周知	回
②	認定候補者の推薦	人
③	彫像の数	基

6.対象指標(対象の大きさを表す指標)

名 称		単 位
①	フラワーマスター認定者	人
②	新規認定者	人
③	彫像の数	基

7.成果指標(意図の達成度合を表す指標)

名 称		単 位
①	「まち並みが整っていて機能的」と思う町民の割合	%
②		
③		

8.上位成果指標(結果の達成度を表す指標)

名 称		単 位
①	町民の景観への満足度	%
②		
③		

◇総事業費・指標等の推移

→ 事務事業及び各指標の変更

 有 (年度から) 無

内 訳		単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (予算・目標)	31年度 (目標)	32年度 (目標)	33年度 (目標)	34年度 (目標)
投 入 量	国・道支出金	円		16,600	16,000				
	地方債	円							
	その他(使用料等)	円	2,930,000	3,003,500	2,306,000				
	一般財源	円	177,412	△ 94,424	3,000				
	事業費計(A)	円	3,107,412	2,925,676	2,325,000	0			
	正職員従事人数	人	2	2	2				
	人工数(業務量)	年間	0.2909	0.1411					
	人件費計(B)	円	2,396,891	1,097,345					
トータルコスト(A)+(B)		円	5,504,303	4,023,021	2,325,000	0			
活動指標		(1) 回	0	0	0				
		(2) 人	0	0	0				
		(3) 基	25	25	25				
対象指標		(1) 人	32	32	32				
		(2) 人	0	0	0				
		(3) 基	25	25	25				
成果指標		(1) %	48.5	52.9	55				
上位成果指標		(1) %	75.6	78.2	80				
		(2)							
		(3)							

◇事務事業の環境変化

1.この事務事業を開始した背景

北海道では平成5年度から花と緑のまちづくりを進めるためにフラワーマスター認定登録制度を実施し、芽室町では平成8年度から認定候補者の推薦を行っている。都市景観創造促進事業は昭和59年度に都市計画のソフト事業として、道路、公園、公共施設周辺に景観、芸術として彫像等を設置することで町民の意識高揚を目的とし事業を開始した。

2.事務事業を取り巻く状況と今後の予測(どう変わったか、どうなるか)

全国的な景観への意識の高まりから平成16年度に「景観法」が制定された。平成24年度に都市計画マスターープランと緑の基本計画を策定する中で、多くの町民との議論を行った結果、「景観」が新たなキーワードとして明確になった。今後は良好な景観を次世代に継承すると共に、訪れる人の満足度向上を目指す。

事務事業名	都市景観啓発・普及事業	所属部門	建設都市整備課	計画係
◇町民等からの意見・要望 → 町民の声をどう反映させたのかをシート下段の改善・改革の概要に明記				
1.町民等からの意見・要望	<input type="checkbox"/> 意見がある【具体例↓】		<input checked="" type="checkbox"/> 特定できる意見がない	

この事務事業に対して、町民からのホットボイスなどの広聴制度、また、議会や関係者からの意見・要望が寄せられているか

※反映させた具体案はシート下段の改善・改革の概要に明記

評価の部(See) → 29年度実績からみた評価

目的妥当性評価	1.町の関与の必要性 なぜ、この事務事業は税金を投入して、町が行わなければならぬのか	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性はある【理由↓】 景観法において、良好な景観の形成の促進について規定されているため必要である。	<input type="checkbox"/> 必要性はない【理由↓】
	2.対象と意図の拡大・縮小余地 対象・意図を広げたり、逆に狭めたりすることはできないか	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大・縮小できる【→改革改善案へ】	<input type="checkbox"/> 拡大・縮小できない【理由↓】
有効性評価	3.成果の向上余地 事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができるか	<input checked="" type="checkbox"/> 向上できる【→改革改善案へ】	<input type="checkbox"/> 向上できない【理由↓】
	4.廃止・休止・類似事業との統廃合余地 事務事業を廃止・休止・統廃合した場合、支障があるか	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止・統廃合で影響がある【理由↓】 良好な都市景観づくりの推進に影響が生じる。類似した事業はない。	<input type="checkbox"/> 影響がない【→改革改善案へ】
効率性評価	5.事業費(トータルコスト)の削減余地 成果を下げずに事業費・業務時間を縮減する手段・方策はないか	<input type="checkbox"/> 削減できる【→改革改善案へ】 最低限の必要な事務費で事業を行っている。	<input checked="" type="checkbox"/> 削減できない【理由↓】
	6.受益と負担の適正化余地 提供すべき対象へ提供できているか、費用負担が適切になっているか	<input checked="" type="checkbox"/> 受益・負担が適正である【理由↓】 良好な景観は、現在の町民だけでなく、次世代に引き継がなければならないかけがえのない財産である。その形成・保全については、受益者が限定されるものではないため適正である。	<input type="checkbox"/> 受益・負担が適正でない【→改革改善案へ】

改革・改善の部(Plan) → 上記の町民等の意見・要望や評価結果を受けた改革案・今後(30年度以降)の計画

年度の取組	改革・改善案の概要(現状で想定される課題や解決策がある場合には合わせて記入)	改革・改善実施の方向性			
		目的拡充		コスト	
30年度の取組	景観のまちづくりを進めることで、対象を芽室町全域に拡大し、対象の拡大により自然と調和した生活環境の整備と保全がますます図られる。具体的な取り組みとしては以下のとおりである。 「芽室町公共サイン整備計画」に基づき、公共サインの整備を実施し、景観及び交通環境の向上を目指す。 屋外広告物の適正な管理を徹底する。	2.改革・改善による期待成果	削減	維持	増加
31年度以降の取組	同上	成 果	向上		○
		維持			
		低下			

※町民等の意見・要望に対する検討結果

平成 30 年度

**事務事業マネジメントシート
(簡易シート)**

作成日 平成 30 年 4 月 17 日

事務事業名		景観法に基づく届出制度に関する事務		事務事業の性格	毎年繰返事業	開始年度 事業期間	平成 23 年度から 年度まで	
所属 部門	建設都市整備課		計画係	課長名	橋本 直樹	担当者名	小川 桃果 (445)	
総合 計画 体系	基本目標	快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり		根拠 法令	景観法			
	政策名	自然と調和した生活環境の整備と環境の保全						
	施策名	景観の保全とクリーンエネルギーの推進						
簡易シートを 選択した理由		<input checked="" type="checkbox"/> 予算を伴わない事業	<input type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業	<input type="checkbox"/> 計上予算が負担金、繰出金のみの事業	<input type="checkbox"/> 法定受託事務			

〔事業の概要〕

北海道では、平成16年に国において景観法が制定されたことを受け、北海道景観条例の施行と北海道景観計画を策定している。一部の景観行政団体となった市町を除き、北海道全域が景観計画の区域内に指定されている。景観法第16条の規定に基づき、景観に影響を与えるおそれのある一定規模を超える建築物等の新築等の行為について、事前に届出をしてもらうことで、良好な景観の形成を図ることを目的としている。

芽室町域内の一定規模を超える建築物、工作物、開発行為について、北海道に届出があった場合、その行為が町があらかじめ登録している「地域の良好な景観資源」に対して、影響がないかどうか、町として意見を提出している。また、窓口においては、届出制度の事前相談や普及に努めている。なお、芽室町の「地域の良好な景観資源」については、毎年、北海道からの照会により見直しを実施している。

〔改革・改善案の概要〕

改革・改善実施の方向性

現状維持

平成22年度までは都市景観啓発・普及事業で実施してきたが、平成23年度から事務事業を見直し新規の事務事業を追加した。

内 訳		単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (予算)
事業費 投入量	国・道支出金	円			
	地方債	円			
	その他(使用料等)	円			
	一般財源	円	0	0	0
	事業費計(A)	円	0	0	0
人 件 費	正職員従事人数	人	2	2	2
	人工数(業務量)	年間	0.0059	0.0105	
	人件費計(B)	円	48,613	81,967	
	トータルコスト(A)+(B)	円	48,613	81,967	0

平成 30 年度

**事務事業マネジメントシート
(簡易シート)**

作成日 平成 30 年 4 月 17 日

事務事業名		字名地番改正事務		事務事業 の性格	毎年繰返事業	開始年度 事業期間	昭和 28 年度から 年度まで	
所属 部門	建設都市整備課	計画係		課長名	橋本 直樹	担当者名	小川 桃果	内線 (445)
総合 計画 体系	基本目標	快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり			根拠 法令	地方自治法		
	政策名	都市空間の整備と有効な土地利用の推進						
	施策名	有効な土地利用の推進						
簡易シートを 選択した理由	<input checked="" type="checkbox"/> 予算を伴わない事業 <input type="checkbox"/> 計上予算が負担金、繰出金のみの事業			<input type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業 <input type="checkbox"/> 法定受託事務				

〔事業の概要〕

昭和28年度に芽室で最初の字名改正が行われ、市街地に条丁目の区域名称が設定された。
 その後、新たな市街地拡大に合わせ、字名地番改正を行うことにより、区域を明確にし、合理的、計画的土地利用を実施してきた。
 なお、既字名改正箇所における字名改正証明書の発行事務を行っている。

〔改革・改善案の概要〕

改革・改善実施の方向性

現状維持

継続実施

内 訳		単位	28年度 (実績)		29年度 (実績)	30年度 (予算)
事業費 投入量	国・道支出金	円				
	地方債	円				
	その他(使用料等)	円				
	一般財源	円	0	0	0	
	事業費計(A)	円	0	0	0	
人 件 費	正職員従事人数	人	2	2	2	
	人工数(業務量)	年間	0.0076	0.0173		
	人件費計(B)	円	62,621	134,596		
	トータルコスト(A)+(B)	円	62,621	134,596		0

事務事業名		土地利用規制事務			事務事業の性格	毎年繰返事業			開始年度 事業期間	平成 23	年度から 年度まで	
所属 部門	建設都市整備課 計画係			課長名	橋本 直樹			担当者名 内線番号	小川 桃果	内線 (445)		
総合 計画 体系	基本目標	快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり			予算 科目	会計区分	款	項	目	予算上の事業名		
	政策名	都市空間の整備と有効な土地利用の推進				一般	7	1	1	土地利用規制事務		
	施策名	有効な土地利用の推進										

法令根拠 土地利用計画法

現状把握の部(Do) → 現在やっていること

◇事務事業の目的と効果

1.手段(事業の概要)

国土利用計画法第23条の規定に基づき、土地売買等の契約を締結した場合に、「権利取得者」は、契約締結した日から起算して2週間以内に、土地の面積・用途などを国土交通省令で定めるところにより、当該土地が所在する町長を経由して北海道知事に届け出る。

2.対象(何を対象にしているか～人、公共施設、自然資源など)

土地所有権移転後の権利者

3.意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか)

国土法第23条の条件に該当する土地権利取得者が、期限内に届出を行う。

4.結果(どんな結果に結び付けるのか)

届出書類を迅速、適正に十勝総合振興局へ進達する。

5.活動指標(手段や活動内容を表す指標)

名 称	単 位
① 届出書受理件数	件
②	
③	

6.対象指標(対象の大きさを表す指標)

名 称	単 位
① 売買による土地所有権移転件数	件
② 土地所有権移転件数	件
③	

7.成果指標(意図の達成度合を表す指標)

名 称	単 位
① 期限内に届出を行った件数	件
② 期限内に届出できなかった件数	件
③	

8.上位成果指標(結果の達成度を表す指標)

名 称	単 位
① 十勝総合振興局へ進達した件数	件
②	
③	

◇総事業費・指標等の推移

→ 事務事業及び各指標の変更

 有 (年度から) 無

内 訳		単位	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (予算・目標)	31年度 (目標)	32年度 (目標)	33年度 (目標)	34年度 (目標)
投 入 量	国・道支出金	円	72,000	75,000	72,000				
	地方債	円							
	その他(使用料等)	円							
	一般財源	円	18	293	1,000				
	事業費計(A)	円	72,018	75,293	73,000	0			
	正職員従事人数	人	2	2	2				
	人工数(業務量)	年間	0.0365	0.0323					
	人件費計(B)	円	300,744	251,367					
トータルコスト(A)+(B)		円	372,762	326,660	73,000	0			
活動指標		(1) 件	13	14	13				
(2)									
(3)									
対象指標		(1) 件	456	463	463				
(2)		件	985	1,067	1,067				
(3)									
成果指標		(1) 件	9	13	13				
(2)		件	4	1	0				
(3)									
上位成果指標		(1) 件	13	14	13				
(2)									
(3)									

◇事務事業の環境変化

1.この事務事業を開始した背景

国土利用計画法に基づき、土地利用規制基盤調査、無届土地取引調査を実施し、無秩序な土地開発を規制し、有効な土地利用を図る。

また、国土利用計画法第23条の規定に基づき届出を受理し、北海道に進達する。

2.事務事業を取り巻く状況と今後の予測(どう変わったか、どうなるか)

平成17年7月より法務局の電算化に伴い、土地利用規制基盤調査、平成18年度からは無届土地取引調査が不要となり、十勝総合振興局からの照会に対して回答することになった。

また、遊休土地実態調査についても、平成21年度から休止することになった。

事務事業名	土地利用規制事務	所属部門	建設都市整備課	計画係
◇町民等からの意見・要望 → 町民の声をどう反映させたのかをシート下段の改善・改革の概要に明記				
1.町民等からの意見・要望	<input type="checkbox"/> 意見がある【具体例↓】		<input checked="" type="checkbox"/> 特定できる意見がない	

この事務事業に対して、町民からのホットボイスなどの広聴制度、また、議会や関係者からの意見・要望が寄せられているか

※反映させた具体案はシート下段の改善・改革の概要に明記

評価の部(See) → 29年度実績からみた評価

目的妥当性評価	1.町の関与の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性はある【理由↓】 法に基づく事務であるため	<input type="checkbox"/> 必要性はない【理由↓】
	2.対象と意図の拡大・縮小余地	<input type="checkbox"/> 拡大・縮小できる【→改革改善案へ】 法に基づく事務であるため、拡大縮小はできない。	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大・縮小できない【理由↓】
有効性評価	3.成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上できる【→改革改善案へ】	<input type="checkbox"/> 向上できない【理由↓】
	4.廃止・休止・類似事業との統廃合余地	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止・統廃合で影響がある【理由↓】 法律による事務であること、また事業を廃止すると無届土地取引者に対し、北海道から指導することができなくなり、不正な土地取引を規制し、土地の有効利用を図ることができなくなる。類似事業はない。	<input type="checkbox"/> 影響がない【→改革改善案へ】
効率性評価	5.事業費(トータルコスト)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減できる【→改革改善案へ】 最低限の必要な事務費で事業を行っている。北海道からの委託金がある。	<input checked="" type="checkbox"/> 削減できない【理由↓】
	6.受益と負担の適正化余地	<input checked="" type="checkbox"/> 受益・負担が適正である【理由↓】 不正な土地取引を規制し、土地の有効利用を図ることが目的であり、受益者が限定される事業ではないため適正である。	<input type="checkbox"/> 受益・負担が適正でない【→改革改善案へ】

改革・改善の部(Plan) → 上記の町民等の意見・要望や評価結果を受けた改革案・今後(30年度以降)の計画

年度の取組	1.改革・改善案の概要(現状で想定される課題や解決策がある場合には合わせて記入)	改革・改善実施の方向性																										
		目的拡充		2.改革・改善による期待成果																								
30年度の取組	無届土地取引者を漏れなく報告し、十勝総合振興局から指導を徹底して行うことにより、正確な届出を増加させることができる。広報誌すまいる等を活用し、国土利用計画法に係る届出の必要性を周知する。			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上	○			維持				低下				
		コスト																										
		削減	維持	増加																								
成果	向上	○																										
	維持																											
	低下																											
31年度以降の取組	同上																											

※町民等の意見・要望に対する検討結果

平成 30 年度

**事務事業マネジメントシート
(簡易シート)**

作成日 平成 30 年 4 月 17 日

事務事業名	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務			事務事業の性格	毎年繰返事業	開始年度 事業期間	昭和 47 年度から 年度まで
所属部門	建設都市整備課	計画係		課長名	橋本 直樹	担当者名	小川 桃果 (445)
総合 計画 体系	基本目標 政策名 施策名	快適で安全安心な暮らしを支えるまちづくり 都市空間の整備と有効な土地利用の推進 有効な土地利用の推進	根拠 法令	公有地の拡大の推進に関する法律			
簡易シートを 選択した理由	<input type="checkbox"/> 予算を伴わない事業 <input type="checkbox"/> 計上予算が負担金、繰出金のみの事業			<input checked="" type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業 <input type="checkbox"/> 法定受託事務			

〔事業の概要〕

公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、土地を譲渡しようとする場合の届出や土地の買収の申し出を受理し、関係課と協議を行うものである。

なお、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得および造成その他の管理等を行うため、芽室町土地開発公社を昭和48年に設立したが、その役割を終え平成20年度に解散した。

〔改革・改善案の概要〕

改革・改善実施の方向性

現状維持

継続実施

内 訳		単位	28年度 (実績)		29年度 (実績)	30年度 (予算)
事業費 投入量	国・道支出金	円				
	地方債	円				
	その他(使用料等)	円				
	一般財源	円	0	0	0	
	事業費計(A)	円	0	0	0	
人 件 費	正職員従事人数	人	2	2	2	
	人工数(業務量)	年間	0.0146	0.0297		
	人件費計(B)	円	120,298	231,219		
	トータルコスト(A)+(B)	円	120,298	231,219		0